

議案第八号

三朝町防災會議條例の判定について
三朝町防災會議條例を、別紙のとおり判定するものと
する。

昭和三十一年九月二十日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和三十一年九月廿日 原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄



三朝町防火会議条例

(目的)

第一条 この条例は、火害対策基本法(昭和三十六年法律ヤニニ三号)ヤ十六条ヤ五項の基礎に基づき三朝町防火会議(以下「防火会議」という)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防火会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一、三朝町地域防火計画を作成し及びその実施を推進すること。
- 二、三朝町の地域に係る火害が発生した場合において当該火害に関する情報を収集すること。

三、前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令^{ちやう}によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第三条 防火会議は会長及び委員をもって組織する。

二、会長は三朝町長をもって充てる。

3 会長は会務を統理する。

4 会長に事項あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

一、指名地方行政機関の職員のうち町長が任命する者。 (五人以内)

二、鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者。 (五人以内)

三、鳥取県警察の警察官のうちから町長が任命する者。 (二人以内)

四、町長がその部内の職員のうちから指名する者。 (一〇人以内)

五、教育長

六、消防団長

七、指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者。

(四人以内)

6 委員の任期は二年とする。ただし補欠の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることが出来る。

(専門委員)

第四條

防共會議に専門委員の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、関係地方行政機關の職員、鳥取県の職員、三朝町の職員、関係指定公共機關の職員、関係指定地方公共機關の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五條 前各条に定めるもののほか、防共會議の議事、その他防共會議の運営に関し必要な事項は、会長が防共會議にかつて定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。